

第2章 生活福祉課業務

寒川町を所管する福祉事務所（社会福祉法第14条）として、次の事務を行いました。

1 生活保護

生活保護制度は、「日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮する程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的」（生活保護法第1条）とした、社会保障の根幹を担う最後のセーフティネットです。

経済状況等の低迷を反映して、平成20年秋以降の世界同時不況による雇用情勢の悪化によって被保護世帯数・人員とも著しく増加しましたが、近年その伸びは鈍化しています。被保護世帯数は微増していますが、被保護人員と保護率は、横ばい傾向にあります。

最低生活の保障とともに法の目的である自立の助長のために、地区担当員（ケースワーカー）のほかに、就労支援員、子ども支援員、医療扶助支援員等を配置して、就労支援、子どもに対する支援、傷病者の適切な受診等に力を入れてきました。

子どもの学習支援・居場所づくり事業は、平成27年度からNPO法人に委託して実施しています。

2 児童福祉

児童福祉法に基づき、母子生活支援施設及び助産施設入所に関する業務を行いました。また、児童相談所、町役場、警察等関係機関との連携により、児童福祉の向上に努めました。

3 女性保護

売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等に基づき、必要な支援等を行いました。

4 母子父子寡婦福祉

母子自立支援員を配置して、母子父子、寡婦家庭等の相談に応じるとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付制度及び母子家庭自立支援給付金事業の窓口として支援を行いました。

5 特別障害者手当等の認定

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、特別の介護を必要とする在宅の重度障害児者に対して、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の認定・支給事務を行いました。

1 生活保護

(1) 被保護世帯数・人数

扶助別被保護世帯数・人員

(令和2年(2020年)3月)

区分		扶助の種類								
		総数	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
寒川町	世帯数	480	407	421	25	117	427	0	15	4
	人員	643	552	573	48	119	532	0	19	5

*総数は、停止中を含まない、現に保護を受けた世帯

(2) 保護の開始・廃止

ア 理由別開始世帯の状況

区分 町名	総 数	世 帯 主 の 傷 病	世 帯 員 の 傷 病	要 介 護 状 態	働 い て い た 者 の 死 亡	働 い て い た 者 の 離 別 等	失 業		老 齡 に よ る 収 入 の 減 少	事 業 不 振 ・ 倒 産	そ の 他 の 働 き に よ る 収 入 の 減 少	社 会 保 障 給 付 金 の 減 少 ・ 喪 失	預 貯 金 の 減 少 ・ 喪 失	仕 送 り の 減 少 ・ 喪 失	ケ ー ス 移 管	そ の 他
							定 年 ・ 自 己 都 合	勤 務 先 都 合 (解 雇 等)								
寒川町	77	16	0	3	1	6	4	4	0	1	0	0	17	2	4	19

イ 理由別廃止世帯の状況

区分 町名	総 数	世 帯 主 の 傷 病 治 癒	世 帯 員 傷 病 治 癒	死 亡	失 踪	働 き に よ る 収 入 増 加 ・ 取 得	働 き 手 の 転 入	社 会 保 障 給 付 金 の 増 加	仕 送 り 等 の 増 加	親 類 縁 者 等 の 引 取	施 設 入 所	医 療 費 の 他 法 負 担	ケ ー ス 移 管	そ の 他
寒川町	76	0	0	19	4	15	0	6	0	5	0	1	3	23

(3) 世帯類型別被保護世帯状況

(令和2年(2020年)3月)

区分 町名	総 数	高 齡 者 世 帯	母 子 世 帯	障 害 者 世 帯	傷 病 者 世 帯	そ の 他 世 帯
寒川町	480	256	25	66	53	80

(4) 労働力類型別被保護世帯の状況

(令和2年(2020年)3月)

区分 町名	総数 *停止世帯を 除く	稼働世帯					世帯員 稼働	非稼働 世帯
		世帯主が働いている世帯						
		常用	日雇	内職	その他			
寒川町	480	51	3	13	0	13	400	

(5) 医療扶助

(令和2年(2020年)3月)

区分 町名	総数 (人)	入院			入院外		
		精神	その他	計	精神	その他	計
寒川町	532	16	10	26	17	489	506

(6) 生活保護施設入所状況(人)(2020年3月31日時点の入居者)

区分	町名
	寒川町
救護施設	4
更生施設	3

(7) 保護の開始廃止件数の推移

区分	年度	平成27	28	29	30	令和元
開始		68	70	67	71	77
廃止		67	69	67	68	76

(8) 保護世帯数等の推移(年度平均)

区分	年度	平成27	28	29	30	令和元
世帯数		479	473	483	486	486
人員		669	651	662	654	649
保護率		14.0	13.5	13.8	13.6	13.4

(9) 生活保護費の状況（円）

町名 区分	寒川町
生活扶助	313,535,245
住宅扶助	206,416,899
教育扶助	3,668,934
介護扶助	460,720
医療扶助	13,784,984
出産扶助	0
生業扶助	3,142,421
葬祭扶助	2,439,895
就労自立給付金	876,443
進学準備給付金	0
保護施設事務費	10,885,330
計	555,210,871

※診療報酬支払基金払いの医療費及び国民健康保険組合連合会支払いの介護費は含まれていない。

2 児童福祉

(1) 助産施設利用状況

町名	寒川町
利用件数	1

(2) 母子生活支援施設入所状況

町名	寒川町
利用件数	1

3 女性保護

(1) 女性相談員相談状況

相談主訴別取扱状況

区分 町名	人間関係				住 宅 問 題	帰 住 地 な し	経 済 問 題	医 療 問 題	そ の 他	計
	夫 等	子 ど も	親 族	そ の 他						
寒川町	29 (6)	0 (0)	7 (4)	10 (4)	4 (0)	2 (0)	11 (2)	0 (0)	0 (0)	63 (16)

※ () は電話相談再掲

(2) 相談後の処理状況

区分 町名	婦人保護施設に入所	自就 営職	結 婚	家 庭 へ の 送 還	福移 祉事 務所 へ送	婦相 談員 へ移 送 婦人 相 談 所 ・ 婦 人	他 所 ・ 相 談 員 へ 移 送 他 府 県 の 婦 人 相 談	そ の 他 関 係 機 関 ・ 移 送	施 設 へ 移 送	助指 言導	そ の 他	計
寒川町	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	2 (0)	0 (0)	2 (0)	56 (16)	2 (0)	63 (16)	

※ () は電話相談再掲

4 母子父子寡婦福祉

(1) 母子父子自立支援員相談指導結果

生活一般							児童					経済的支援・生活援護						その他				合計		
住宅	医療・健康	家庭紛争	就労	養育費	借金	その他	養育	教育	非行	就職	その他	母子福祉資金	寡婦福祉資金	公的年金	児童扶養手当	生活保護	税	その他	売店設置(法第25条)	たばこ販売(26条)	母子世帯向公営住宅(27条)		母子福祉施設の利用	母子生活支援施設(児童福祉法)
4	0	206	36	0	6	5	0	3	0	0	2	45	0	0	1	13	0	1	0	0	0	15	1	338

(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付件数

町名	寒川町
貸付件数	4

5 特別障害者手当等の認定

区分		手当の種類	障害児福祉手当	福祉手当(経過措置分)	特別障害者手当
		支給総額(年間)	5,493,200円	354,400円	9,368,660円
寒川町	受給者数	31名	2名	28名	
	(2020年3月31日現在)				

「福祉行政報告例」